

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 2 - 関東 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年 5月19日

【会社名】 J.フロント リテイリング株式会社

【英訳名】 J.FRONT RETAILING Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 好本 達也

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座六丁目10番1号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の最寄りの連絡場所で行っております。)

【電話番号】 03(6895)0179

【事務連絡者氏名】 執行役常務 財務戦略統括部長 若林 勇人

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋一丁目4番1号

【電話番号】 03(6895)0179

【事務連絡者氏名】 執行役常務 財務戦略統括部長 若林 勇人

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】

第9回無担保社債(5年債)		15,000百万円
第10回無担保社債(7年債)		15,000百万円
計		30,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2020年 1月30日
効力発生日	2020年 2月 7日
有効期限	2022年 2月 6日
発行登録番号	2 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 50,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 50,000百万円
(50,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債(短期社債を除く。)(5年債)】

銘柄	J.フロント リテイリング株式会社第9回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティボンド)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金15,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金15,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.170%
利払日	毎年5月26日及び11月26日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、2021年11月26日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月26日及び11月26日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記(注)8.「元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2026年5月26日
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2026年5月26日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄記載の振替機関(以下「振替機関」という。)の振替業にかかる業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記(注)8.「元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2021年5月19日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2021年5月26日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	<p>1. 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保社債（本社債と同時に発行するJ.フロント リテイリング株式会社第10回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含む。ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保提供する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。）には、本社債のために担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>2. 当社が本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約（その他の条項）	<p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。なお、担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約又は当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>

（注）1. 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先）

(1) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

信用格付：A+（シングルAプラス）（取得日 2021年5月19日）

入手方法：JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。

問合せ電話番号：03 - 3544 - 7013

(2) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

信用格付：A-（シングルAマイナス）（取得日 2021年5月19日）

入手方法：R&Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。

問合せ電話番号：03 - 6273 - 7471

信用格付は債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、又は情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、又は情報の不足等により取り下げられることがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2. 振替社債

(1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。

(2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されない。

4. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を失う。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5銀行営業日以内に当社がその履行をしないとき。

当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証

債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

当社の株主総会が解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

(2) 本社債について期限の利益を喪失した場合には、当社は直ちにその旨を公告する。

5. 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し通知する場合の公告は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都及び大阪市において発行される各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にこれを掲載する。

6. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供するものとする。

7. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」という。)の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

8. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って支払われる。

9. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社三菱UFJ銀行

2【社債の引受け及び社債管理の委託(5年債)】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	9,000	1. 引受人は、本社債の全額につき、連帯して買取引受けを行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	4,500	
シティグループ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番1号	1,500	
計		15,000	

(2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行社債(短期社債を除く。)(7年債)】

銘柄	J.フロント リテイリング株式会社第10回無担保社債(社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金15,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金15,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.470%
利払日	毎年5月26日及び11月26日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、2021年11月26日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月26日及び11月26日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記(注)8.「元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2028年5月26日
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2028年5月26日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄記載の振替機関(以下「振替機関」という。)の振替業にかかる業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記(注)8.「元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2021年5月19日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2021年5月26日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保社債(本社債と同時に発行するJ.フロント リテイリング株式会社第9回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティボンド)を含む。ただし、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)のために担保提供する場合(当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合)には、本社債のために担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p>

	2. 当社が本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約（その他の条項）	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。なお、担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約又は当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

（注）1. 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先）

(1) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

信用格付：A+（シングルAプラス）（取得日 2021年5月19日）

入手方法：JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。

問合せ電話番号：03 - 3544 - 7013

(2) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

信用格付：A-（シングルAマイナス）（取得日 2021年5月19日）

入手方法：R&Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。

問合せ電話番号：03 - 6273 - 7471

信用格付は債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、又は情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、又は情報の不足等により取り下げられることがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用してはいるが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2. 振替社債

(1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。

(2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されない。

4. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を失う。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5銀行営業日以内に当社がその履行をしないとき。

当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

当社の株主総会が解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。

(2) 本社債について期限の利益を喪失した場合には、当社は直ちにその旨を公告する。

5. 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し通知する場合の公告は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都及び大阪市において発行される各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にこれを掲載する。

6. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供するものとする。

7. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」という。)の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

8. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って支払われる。

9. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社三井住友銀行

4 【社債の引受け及び社債管理の委託(7年債)】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	7,500	1. 引受人は、本社債の全額につき、連帯して買取引受けを行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	4,500	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,500	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,500	
計		15,000	

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
30,000	133	29,867

(注) 上記金額は、第9回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティボンド)及び第10回無担保社債(社債間限定同順位特約付)の合計金額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額29,867百万円のうち、第9回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティボンド)の差引手取概算額14,933百万円については、2024年2月末日までに、全額を当社子会社への融資資金に充当し、当該子会社は、大丸心斎橋店本館・渋谷パルコの建設等、再生可能エネルギー由来電力の購入、LED照明への切り替え、社用車のEV化、神戸・旧居留地の賃借、女性の活躍推進への取り組みに要する支出に充当する予定であります。

なお、実際の充当時期までの間は、現金または現金同等物で管理いたします。

また、第10回無担保社債(社債間限定同順位特約付)の差引手取概算額14,934百万円については、全額を2021年5月28日に償還予定のCP償還資金の一部に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

< J.フロント リテイリング株式会社第9回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティボンド)

(別称: J.フロント リテイリング・サステナビリティボンド)に関する情報 >

サステナビリティボンドとしての適格性について

当社は、サステナビリティボンドの発行のために国際資本市場協会(以下「ICMA」という。)の「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2018」(注1)、「ソーシャルボンド原則(Social Bond Principles)2020」(注2)、「サステナビリティボンド・ガイドライン(Sustainability Bond Guidelines)2018」(注3)及び環境省の「グリーンボンドガイドライン2020年版」(注4)に則したサステナビリティボンド・フレームワークを策定し、JCRより、「JCRサステナビリティボンド・フレームワーク評価」(注5)の最上位評価である「SU 1(F)」の評価を取得しております。また、第9回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティボンド)において、「JCRサステナビリティボンド評価」(注6)の最上位評価である「SU 1」の評価を取得しております。

- (注) 1. グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2018とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会(Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。
2. ソーシャルボンド原則(Social Bond Principles)2020とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーン・ソーシャルボンド原則執行委員会(Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee)により策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドラインです。
3. サステナビリティボンド・ガイドライン(Sustainability Bond Guidelines)2018とは、ICMAにより策定されているサステナビリティボンドの発行に係るガイドラインです。
4. グリーンボンドガイドライン2020年版とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドラインです。
5. JCRサステナビリティボンド・フレームワーク評価とは、評価対象である調達資金がグリーンボンド原則及びソーシャルボンド原則に例示されるプロジェクト等に充当される程度並びに資金使途等に係る管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCRの総合的な意見の表明です。
6. JCRサステナビリティボンド評価とは、サステナビリティボンドの発行により調達される資金がグリーンボンド原則及びソーシャルボンド原則に例示されるプロジェクト等に充当される程度並びに資金使途等に係る管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCRの総合的な意見の表明です。

サステナビリティボンド・フレームワークについて

当社は、サステナビリティボンド発行を目的として、ICMAのグリーンボンド原則2018、ソーシャルボンド原則2020、サステナビリティボンド・ガイドライン2018及びグリーンボンドガイドライン2020年版に適合しており、4つの要件（調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポート）を定めた「J.フロント リテイリング サステナビリティボンドフレームワーク」を策定しました。その概要は以下のとおりです。

1. 調達資金の使途

当社により発行されるサステナビリティボンドの発行総額と同額が新規ファイナンスまたはリファイナンスとして、新規または既存の適格事業へ充当されます。なお、既存事業への充当の場合は、サステナビリティボンドの発行から2年以内に開始された事業とします。

適格事業

適格とされるグリーン、ソーシャル事業は、当社のサステナビリティの観点で特定されたマテリアリティのうち以下の5つのカテゴリーを構成するものであり、環境及び社会責任の観点で持続可能な社会の実現に資するものと考えます。

脱炭素社会の実現

グリーンボンド原則 事業カテゴリー	適格クライテリア
グリーンビルディング	以下のいずれかの建物認証または所在自治体による環境性能に関する確認を取得または、更新した建物の建設、内装・設備の工事・更新にかかる費用 LEED ND、LEED-BD+C (Building Design and Construction) またはLEED-O+M (Building Operations and Maintenance) 認証におけるPlatinumまたはGold CASBEE建築（新築、既存、改修）またはCASBEE不動産におけるAランクまたはSランク BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）における4つ星または5つ星 DBJ Green Building認証における4つ星または5つ星 東京都建築物環境計画書制度における評価段階2または段階3
再生可能エネルギー	再生可能エネルギー由来電力の購入費用
クリーン輸送	社用車のEV化にかかる費用
エネルギー効率	LED照明への切り替えにかかる費用

サーキュラー・エコノミーの推進

グリーンボンド原則 事業カテゴリー	適格クライテリア
リサイクル、汚染防止	顧客参加型のリサイクルキャンペーン「エコフ」活動の実施にかかる費用 バイオマス使用レジ袋、リサイクル素材使用紙袋利用への切り替えにかかる費用

地域社会との共生

ソーシャルボンド原則 事業カテゴリー	適格クライテリア
社会経済的向上とエンパワーメント <対象となる人々：店舗の所在するコミュニティ>	コミュニティの活性化への取り組みにかかる費用 神戸・旧居留地における賑わいと歴史的環境に配慮した風格ある都市景観の形成を企図した賃借費用 地産地消推進の取り組みに関する費用

お客様の健康・安全・安心なくらしの実現

ソーシャルボンド原則 事業カテゴリー	適格クライテリア
手頃な価格の基本的インフラ設備 <対象となる人々：自然災害の罹災者を含む弱者グループ>	店舗の防災用品の備蓄倉庫等に関連する費用
手頃な価格の基本的インフラ設備（コロナ対策） <対象となる人々：店舗利用者（一般の人々）>	感染症予防のための取り組みにかかる費用 店舗の消毒液・検温器設置等、感染症予防に関連する費用

ダイバーシティ&インクルージョンの推進

ソーシャルボンド原則 事業カテゴリー	適格クライテリア
社会経済的向上とエンパワーメント <対象となる人々：女性、特に育児中の女性>	女性の活躍推進への取り組みにかかる費用 JFR女性塾の開催にかかる費用 マザー採用にかかる費用
社会経済的向上とエンパワーメント <対象となる人々：障がいのある人々>	特例子会社（JFRクリエ）の設備投資費用

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

サステナビリティボンドの調達資金が充当される事業は、当社財務戦略統括部資金・財務政策部及び経営戦略統括部ESG推進部が、調達資金の用途にて定める適格基準への適合状況に基づいて、対象候補を特定します。特定された対象候補事業について、当社グループの社是・基本理念及びサステナビリティ方針への整合性の観点から、当社の財務戦略統括部長が最終承認を行います。その結果については、当社のグループ経営会議に報告されます。

3. 調達資金の管理

サステナビリティボンドとして調達した資金について、当社資金・財務政策部が適格事業への充当及び管理を行います。資金・財務政策部は、本フレームワークにて発行されたサステナビリティボンドの発行額と同額が適格事業のいずれかに充当されるよう四半期毎に内部会計システム及び内部管理ファイルを用いて、追跡、管理します。なお、内部管理ファイルでは、各適格事業レベルにて充当状況を把握し管理します。

サステナビリティボンドによる調達資金が適格事業に充当されるまでの間、または十分な適格事業がない場合の未充当資金については、現金または現金同等物にて運用し、発行から2年程度の間には充当を完了する予定です。

4. レポーティング

当社は、適格事業への充当状況ならびに環境・社会への効果を、年次で統合報告書、サステナビリティレポート及びウェブサイトにて報告します。初回レポートは、サステナビリティボンド発行から1年以内に公表する予定です。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

発行登録追補目論見書に記載しようとしている事項は以下のとおりです。

- ・表紙に当社のロゴ  J. FRONT RETAILING を記載します。
- ・表紙に「J.フロント リテイリング株式会社第9回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）〔J.フロント リテイリング・サステナビリティボンド〕」及び「J.フロント リテイリング株式会社第10回無担保社債（社債間限定同順位特約付）」を記載します。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第13期(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日) 2020年5月29日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第14期第1四半期(自 2020年3月1日 至 2020年5月31日) 2020年7月14日関東財務局長に提出

事業年度 第14期第2四半期(自 2020年6月1日 至 2020年8月31日) 2020年10月14日関東財務局長に提出

事業年度 第14期第3四半期(自 2020年9月1日 至 2020年11月30日) 2021年1月13日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2021年5月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を2020年5月29日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(2021年5月19日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、直近では新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、3回目の緊急事態宣言が発出され、人流抑制のために対象地域の施設へ休業が要請されております。今後も緊急事態宣言の発出に伴う店舗の休業等が発生する可能性があります。その場合には当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日(2021年5月19日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

J.フロント リテイリング株式会社 本店

(東京都中央区銀座六丁目10番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。